

別紙

各 管理権原者 様

東京消防庁  
神田消防署長 川原 省太

法令改正に伴う標識設置について（お知らせ）

平素から消防行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

あなたの所有・管理する防火対象物には、消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第305号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、下の表の項目が適用されますのでお知らせします。

なお、施行まで一定の期間が設けられていますが、防火安全上の観点から、できるだけ早い対応に御協力をお願いします。①の標識設置が完了しましたら、電子メール（[kanda3@tfd.metro.tokyo.jp](mailto:kanda3@tfd.metro.tokyo.jp)）にて設置後の写真を送付していただき、改修完了年月日の報告をお願いします（神田消防署のホームページに掲示している別記様式第3号の標識設置報告書を活用し、送付していただくことも可能です。裏面にQRコードを掲載しますので、ご活用ください。）。

	適用される内容	根拠法令
①	二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に標識の設置が必要となります。	則第19条第5項 第19号イ（ホ）
②	1 防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止する必要があります。 2 1以外の場合は、閉止弁を開放しておく必要があります。 3 防護区画内に人が立ち入る場合は、自動手動切替え装置を手動状態にする必要があります。 4 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持する必要があります。 5 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備え付けておく必要があります。	則第19条の2

〔凡例〕 則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号） 〔期限等〕 令和5年3月31日

なお、①の標識については、総務省消防庁のホームページから印刷して設置することが可能です。裏面に掲載のQRコードをご活用ください。

問合せ先

神田消防署予防課予防係  
担当者 國嶋 山崎  
電話 03-3257-0119



総務省消防庁のHP（標識）  
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/anzentaisaku.html>



神田消防署HPに掲載の標識設置報告書  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kanda/bekki3hyousiki.docx>